

派遣実績のない場合は、
余白に「派遣実績なし」と記入。
但し、以下の赤枠内は記入すること。
**第1面、第2面(1)①、(3)②、
第4面(8)、第5面(9)①、③**

捨印

許可番号	派19-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	平成00年00月00日

特定は「14備考欄」に記入

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

事業所ごとに作成し、毎年6月2日から30日までに提出。

平成29年 6月 2日

厚生労働大臣 殿

株式会社 山梨労働局
提出者 代表取締役 山梨労働 太郎

代表者印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

1 氏名又は名称	(ふりがな) かぶしがいしゃ やまなしろうどうきよく 株式会社 山梨労働局		
2 住所	〒(000-XXXX) 山梨県甲府市丸の内1-1-11 (登記記載に合わせる) (△△△) 000-XXXX		
3 代表者の氏名 (法人の場合)	(ふりがな) やまなしろうどう たろう 山梨労働 太郎	役名	代表取締役社長
4 事業所の名称	(ふりがな) かぶしがいしゃ やまなしろうどうきよく すみよししてん 株式会社 山梨労働局 住吉支店		
5 事業所の住所	〒(000-XXXX) 山梨県甲府市住吉1-17-5 (ビル名階数等まで) (△△△) 000-XXXX		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 <input checked="" type="radio"/> 2 中小企業		
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	主たる業種の日本標準産業分類の名称とその細分類番号 業種番号 3911 (4ケタ)
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	平成27年7月1日 ~ 平成28年6月30日 直前に終了した事業年度(決算期)に合わせて記入。		
9 民営職業紹介事業との兼業	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		許可・届出番号 19-ユ-000000
10 親会社の名称	株式会社 厚生労働省	備考	
	①労働者派遣事業の許可番号 派13-000000	②民営職業紹介事業の許可・届出番号 13-ユ-000000	
11 請負事業の実施	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		うち構内請負の実施 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
12 労働者派遣事業の売上高	40,000,000	13 請負事業の売上高	10,000,000
14 備考	届出受理番号「特19-000000」 届出受理年月日「平成00年00月00日」 構内請負とは 発注者の事業所構内にて、生産活動を請負うこと(製造業)		

※労働局記入欄

7.産業分類 [参考:日本標準産業分類URL(総務省)]
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

第2面から第5面は年度報告(6月1日の状況ではない)。
6月1日の状況は、第6面、第7面に記入。

I 年度報告

決算期末における人数

(1) 派遣労働者数等雇用実績(実人数)(報告対象期間末日現在)

(2) 海外派遣労働者数(実人数)

Table with 6 columns: 計, 通算雇用期間が1年以上の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者, 通算雇用期間が1年未満の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者. Rows include ①全労働者, ②派遣労働者総計, ③無期雇用派遣労働者, ④有期雇用派遣労働者, ⑤日雇派遣労働者, ⑥登録者 ※.

0

※登録制度のある事業主のみ

(3) 派遣先に関する事項

派遣実績がない場合
○印をつける。

①派遣先事業所数(実数)

8

②労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)

報告対象期間内に締結した個別契約件数。

Table with 10 columns for contract periods (1 day to 3 years+) and 1 column for total number of contracts.

(4) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

③主な派遣先事業主(取引額上位5社)

住所を記入してください。

Table for safety education with columns for content, method, subject, recipient count, and average time.

Table for main dispatching companies with columns for name and location.

労働安全衛生規則第35条第1項第1号から第8号の該当する番号(1~8)を記入。
[第1号 機械等取扱、第2号 安全装置等取扱、第3号 作業手順、第4号 作業点検、
第5号 疾病予防、第6号 整理整頓、第7号 事故対応、第8号 その他安全衛生の教育]
労働安全衛生法第59条第2項該当は「9」、同条第3項該当は「10」を記入。

労働安全衛生法第59条第1項による労働安全衛生規則第35条第1項第5号から第7号までの教育は、全ての企業で実施する義務があるため記入すること。また、第8号については、該当する教育を行った場合は記入すること。

②その他の教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)

(5) 紹介予定派遣に関する事項

Table for other training with columns for content, method, subject, cost, and average time.

Table for introduction dispatching with columns for number of applicants and employees.

キャリアアップ以外のもの。
第5面の訓練内容は含まない。

雇用安定措置の対象者
A: 同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある者
B: 同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある者
C: (A及びB以外の者で)派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の者

「対象派遣労働者数」には、各期間に該当し、かつA及びBについては、就業継続を希望する者の総数を記入(雇用安定措置を講じなかった人数を含む)。また、複数の措置を講じた場合は、それぞれの措置の人数に含めること。

(6) 雇用安定措置(法第30条)の措置の実績

Table for employment stability measures with columns for period, number of employees, and number of measures implemented.

無期雇用労働者は記入不要。

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する
 ① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）
 （日雇派遣労働者を除く）

日本標準職業分類に基づき記載。
 ひとりで複数の業務に対して派遣している場合は、
 主たる業務に記入。

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金（1日（8時間当たり）の額）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
全業務平均	18,667	22,000	20,500	12,000	14,000	13,000
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的職業従事者						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07 製造技術者						
08						
09 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	29,000	20,000	20,000	18,000
11 その他の技術者						
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師						
13 保健師、助産師、看護師						
14 医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家、記者、編集者						
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者						
23 音楽家、舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者	12,000	0	12,000	8,000	0	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000	0	8,000	8,000	0
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						
32 商品販売従事者						
33 販売類似職業従事者						
34 営業職業従事者						
35 家庭生活支援サービス職業従事者						
36 介護サービス職業従事者						
37 保健医療サービス職業従事者						
38 生活衛生サービス職業従事者						

全業務平均
 縦列の金額の単純平均（小数点以下、四捨五入）
 $(30,000 + 12,000 + 14,000) \div 3 = 18,666.666\dots$

派遣先から得た派遣料金の総額
 派遣労働者の総労働時間
 $\times 8時間$
 全派遣労働者、無期、有期、それぞれ計算式を当てはめる。
 （小数点以下、四捨五入）

派遣労働者の賃金の総額
 派遣労働者の総労働時間
 $\times 8時間$
 全派遣労働者、無期、有期、それぞれ計算式を当てはめる。
 （小数点以下、四捨五入）

業務別	日雇派遣労働者の派遣料金（1日（8時間当たり）の額）
全業務平均	21,500
4-1（情報処理システム開発）	30,000
4-2（機械設計）	
4-3（事務用機器操作）	
4-4（通訳、翻訳、速記）	
4-5（秘書）	
4-6（ファイリング）	
4-7（調査）	
4-8（財務）	
4-9（貿易）	
4-10（デモンストレーション）	
4-11（添乗）	
4-12（受付・案内）	
4-13（研究開発）	
4-14（事業の実施体制の企画、立案）	
4-15（書籍等の制作・編集）	
4-16（広告デザイン）	
4-17（OAインストラクション）	
4-18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均。
 （小数点以下は四捨五入）

令第4条に該当しない日雇派遣のみ場合は、全業務平均のみ記入。

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額)
(日雇派遣労働者を除く) (続)

③ 日雇派遣労働者の業務別賃金 (1日 (8時間あたり) の額)

	派遣料金 (1日 (8時間あたり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額)		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
39 飲食調理従事者						
40 接客・給仕職業従事者						
41 居住施設・ビル等管理人						
42 その他のサービス職業従事者						
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者						
47 林業従事者						
48 漁業従事者						
49 生産設備制御・監視従事者						
50						
51 機械組立設備制御・監視従事者						
52 製品製造・加工処理従事者						
53						
54 機械組立従事者						
55 機械整備・修理従事者						
56 製品検査従事者						
57						
58 機械検査従事者						
59 生産関連・生産類似作業従事者						
60 鉄道運転従事者						
61 自動車運転従事者						
62 船舶・航空機運転従事者						
63 その他の輸送従事者						
64 定置・建設機械運転従事者						
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)						
67 電気工事従事者						
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者						
70 運搬従事者						
71 清掃従事者						
72 包装従事者						
99 分類不能の職業						

業務	日雇派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額)
全業務平均	8,400
4-1 (情報処理システム開発)	
4-2 (機械設計)	
4-3 (事務用機器操作)	8,000
4-4 (通訳、翻訳、速記)	
4-5 (秘書)	
4-6 (ファイリング)	
4-7 (調査)	
4-8 (財務)	
4-9 (貿易)	
4-10 (デモンストレーション)	
4-11 (添乗)	
4-12 (受付・案内)	
4-13 (研究開発)	
4-14 (事業の実施体制の企画、立案)	
4-15 (書籍等の制作・編集)	
4-16 (広告デザイン)	
4-17 (OAインストラクション)	
4-18 (セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」をすること
インターネット	
書類の備えつけ	○
その他 ()	

99 分類不能の職業の場合、派遣業務内容を余白に記入。

マージン率等の情報提供は義務化されているため、記入必須。
(複数選択可)

第3面、第4面(7)① [参考: 日本標準職業分類URL (総務省)]
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm

(9) キャリアアップ措置の実績

職務経験有り...過去にキャリアコンサルティング経験がある者、
人事部門で3年以上の経験がある者等。
知見有り...キャリア・コンサルティングの知識を有する者。

※フルタイム(1年以上雇用見込み)の場合

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

派遣実績がない場合も 記入必須	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見の有る者
					職務経験有り
					知見有り
	計	2	2	1	1
	キャリアコンサルタント	1	1	—	—
	上記以外の担当者	1	1	—	1
	営業職			—	
	その他	1	1	—	1

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
報告対象期間中の派遣労働者の人数	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
計	40	10	30	30	5	25	30	5

フルタイム1年以上の雇用見込の派遣労働者が30人の場合
 【1年目】入職から1年目の派遣労働者が10人
 【2年目】入職から2年目の派遣労働者が10人
 【3年目】入職から3年目の派遣労働者が5人
 【4年目以降】入職から4年目以降の派遣労働者が5人

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1)フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み

1, 2, 3 いずれかに○ それぞれ別の用紙で作成	対象となる派遣労働者	(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間 (複数回実施の場合は、その合計))								訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・2 無償 (実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・2 有給 (無給部分あり)・3 無給
	訓練の内容等	上段: 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社〇年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他)	(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)										
報告対象期間中の人数	下段: 対象となる派遣労働者数	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練													
4時間 (イ) 新規採用者訓練		1				40				2	2	1	1
		10				10				備考			
										備考			
ロ 職能別訓練													
4時間 (イ) システム設計・技能研修		2				40	40	20	20	2	2	1	1
		10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
4時間 (ロ) OA機器操作訓練		2				20	20	12	8	2	2	1	1
		5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
ハ 職種転換訓練													
(イ)										備考			
(ロ)										備考			
ニ 階層別訓練													
2時間 (イ) リーダー就任研修		4				20	10	10		2	2	1	1
		10	5	5		10	5	5		備考			
(ロ)										備考			
ホ その他の教育訓練													
1時間 (イ) ビジネススキル研修		2				5	5	3	2	2	3	1	1
		5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
1時間 (ロ) 経理研修		2				5	5	2	3	2	2	1	1
		5	5	2	3	5	5	2	3	備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)						110	90	47	43	1~3年目のaの合計 (c)			247
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)						10	10	5	5	1~3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)						11	9	9	8	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			9
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)											1500		

「職務経験有り」か「知見有り」か必ずどちらかに記入すること。

フルタイム1年以上の雇用見込の派遣労働者が30人の場合
 【1年目】入職から1年目の派遣労働者が10人
 【2年目】入職から2年目の派遣労働者が10人
 【3年目】入職から3年目の派遣労働者が5人
 【4年目以降】入職から4年目以降の派遣労働者が5人

1, 2, 3 いずれかに○
それぞれ別の用紙で作成

報告対象期間中の人数

4時間

4時間

4時間

2時間

1時間

1時間

小数点以下切り捨て

職務経験有り・・・過去にキャリアコンサルティング経験がある者、
人事部門で3年以上の経験がある者等。
知見有り・・・キャリア・コンサルティングの知識を有する者。

※短時間勤務(一年以上雇用見込み)の場合

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

派遣実績がない場合も 記入必須	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
					職務経験有り	知見有り
	計	2		1	1	
	キャリアコンサルタント	1		—	—	—
	上記以外の担当者	1		—	1	
	営業職			—		
	その他	1	1	—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数			
報告対象期間中の派遣労働者の人数	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	
計	40	10	30	30	5	25	30	5	25

「職務経験有り」か「知見有り」か必ずどちらかに記入すること。

短時間勤務(一年以上の雇用見込み)の派遣労働者が7人の場合
 【1年目】入職から1年目の派遣労働者が3人
 【2年目】入職から2年目の派遣労働者が2人
 【3年目】入職から3年目の派遣労働者が1人
 【4年目以降】入職から4年目以降の派遣労働者が1人
 ※週30時間勤務(通常の労働者は40時間)

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(一年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(一年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

1, 2, 3 いずれかに○ それぞれ別の用紙で作成	訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間 (複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給
		上段：種別(1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他) 下段：対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
報告対象期間中の人数		1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練													
4時間 (イ)	新規採用者訓練		1			12				2	2	1	1
		3				3				備考			
										備考			
ロ 職能別訓練													
4時間 (イ)	システム設計・技能研修		2			8	4	4		2	2	1	1
			2	1	1	2	1	1		備考			
2時間 (ロ)	OA機器操作訓練		2			4	2	2		2	2	1	1
		2	1	1		2	1	1		備考			
ハ 職種転換訓練													
(イ)										備考			
(ロ)										備考			
ニ 階層別訓練													
(イ)										備考			
(ロ)										備考			
ホ その他の教育訓練													
1時間 (イ)	ビジネススキル研修		2		3	3	2	1	1	2	3	1	1
		3	2	1	1	3	2	1	1	備考			
(ロ)										備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)						19	12	7	5	1～3年目のaの合計(c)		38	
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)						3	2	1	1	1～3年目のbの合計(d)		6	
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(a÷b)						6	6	7	5	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)		6	
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)						1500							

小数点以下切り捨て

(9) キャリアアップ措置の実績

職務経験有り・・・過去にキャリアコンサルティング経験がある者、
人事部門で3年以上の経験がある者等。
知見有り・・・キャリア・コンサルティングの知識を有する者。

※1年未満雇用見込みの場合

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

派遣実績がない場合も 記入必須	計	うち		うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経 験・知見の有る者	
		社内	社外		職務経験有り	知見有り
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無 期派遣 労働者	うち有 期派遣 労働者	計	うち無 期派遣 労働者	うち有 期派遣 労働者

「職務経験有り」か「知見有り」か
必ずどちらかに記入すること。

1年未満雇用見込みの派遣労働者が3人の場合
(登録型、日雇派遣労働者等)

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、③ 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間 (複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方 法の別 1 計画的 なOJT・2 OFF-JT・ 3 OJT (計画的 なもの以 外)	訓練の実 施主体の 別 1 事業 主・2 派 遣先・3 訓練機 関・4 そ の他	訓練費負 担の別 1 無償 (実費負 担なし) ・2 無 償(実 費負担 あり)・3 有償	賃金支給 の別 1 有給 (無給部 分なし) ・2 有 給(無 給部分 あり)・3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練		1			4時間×3人	12			2	2	1	1
(ロ) 新規採用者訓練	3				3				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) OA機器操作訓練		2			2				2	2	1	1
(ロ) OA機器操作訓練	3				2				備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					14				1～3年目のaの合計 (c)		14	
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					3				1～3年目のbの合計 (d)		3	
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					4				1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)		4	
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)											1500	

1, 2, 3 いずれかに○
それぞれ別の用紙で作成

報告対象期間中の人数

4時間

入職時の教育訓練は必須

小数点以下切り捨て

II 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

①派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

派遣労働者	計	うち通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
派遣労働者計	42	25	6	2	9

6月1日に派遣した労働者の実人数(日雇除く)

通算期間は採用からの年数

①の合計 ①-2の合計

無期雇用労働者 25+2 = 20+2+5

有期雇用労働者 6+9 = 8+2+5

①-2 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

①-2 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(続)

業務区分	計	①-2 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数		業務区分	計	①-2 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(続)	
		無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者			無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
うち物の製造の業務(特定製造業務に限る。)に従事した者の数	10	5	5	—	—	—	—
01 管理的公務員				41 居住施設・ビル等管理人			
02 法人・団体役員				42 その他のサービス職業従事者			
03 法人・団体管理職員				43~45 自衛官・司法警察職員等			
04 その他の管理的職業従事者				46 農業従事者			
05 研究者				47 林業従事者			
06 農林水産技術者				48 漁業従事者			
07・08 製造技術者				49・50 生産設備制御・監視従事者			
09 建築・土木・測量技術者				51 機械組立設備制御・監視従事者			
10 情報処理・通信技術者	20	20		52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5
11 その他の技術者				54 機械組立従事者			
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師				55 機械整備・修理従事者			
13 保健師、助産師、看護師				56・57 製品検査従事者			
14 医療技術者				58 機械検査従事者			
15 その他の保健医療従事者				59 生産関連・生産類似作業従事者			
16 社会福祉専門職業従事者				60 鉄道運転従事者			
17 法務従事者				61 自動車運転従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者				62 船舶・航空機運転従事者			
19 教員				63 その他の輸送従事者			
20 宗教家				64 定置・建設機械運転従事者			
21 著述家、記者、編集者				65 建設躯体工事従事者			
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者				66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)			
23 音楽家、舞台芸術家				67 電気工事従事者			
24 その他の専門的職業従事者				68 土木作業従事者			
25 一般事務従事者	10	2	8	69 採掘従事者			
26 会計事務従事者	2		2	70 運搬従事者			
27 生産関連事務従事者				71 清掃従事者			
28 営業・販売事務従事者				72 包装従事者			
29 外勤事務従事者				99 分類不能の職業			
30 運輸・郵便事務従事者							
31 事務用機器操作員				②期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)			
32 商品販売従事者				計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	
33 販売類似職業従事者				2		2	
34 営業職業従事者							
35 家庭生活支援サービス職業従事者							
36 介護サービス職業従事者							
37 保健医療サービス職業従事者							
38 生活衛生サービス職業従事者							
39 飲食物調理従事者							
40 接客・給仕職業従事者							

物の製造業務に従事している場合には、職業分類の各欄に記載した人数の合計数をこちらの欄に記入してください。

01から99の合計と一致

01から99の合計と一致

ひとりで複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に記入。99分類不能の職業の場合、派遣業務内容を余白に記入。

③ 日雇派遣労働者の実人数

6月1日に派遣した日雇労働者の実人数。

日雇派遣労働者計	i～ivに該当しない者	i 高齢者	ii 昼間学生	iii 副業として従事する者	iv 主たる生計者でない者
4	2	2			

④ 日雇派遣労働者の業務別実人数（③の内数）

	日雇派遣労働者計
製造の業務（特定製造業務に限る。）	
4-1（情報処理システム開発）	2
4-2（機械設計）	
4-3（事務用機器操作）	
4-4（通訳、翻訳、速記）	
4-5（秘書）	
4-6（ファイリング）	
4-7（調査）	
4-8（財務）	
4-9（貿易）	
4-10（デモンストレーション）	
4-11（添乗）	
4-12（受付・案内）	
4-13（研究開発）	
4-14（事業の実施体制の企画、立案）	
4-15（書籍等の制作・編集）	
4-16（広告デザイン）	
4-17（OAインストラクション）	
4-18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

6月1日に日雇派遣した労働者を政令で定める業務（令第4条で定める業務）に分けて記入。（実人数）

「i～ivに該当しない者」の人数はいずれかに該当する。複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に記入。

第6面①-2 [参考: 日本標準職業分類URL (総務省)]

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm

⑤ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（③の内数）

法第40条の2第1項第3号イ（有期プロジェクト業務）	
法第40条の2第1項第3号ロ（日数限定業務）	
法第40条の2第1項第4号（育児休業等取得者の代替業務）	
法第40条の2第1項第5号（介護休業取得者の代替業務）	

6月1日に派遣した労働者の雇用保険及び社会保険の加入状況を記入。（第6面①の内数）

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

特定労働者派遣業の場合は記入不要。

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2

※「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」に人数を含めてください。